

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、善通寺市土地改良区が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（用排水路工）上吉田東部地区）を行うことについて平成23年7月15日適当と決定した。

その関係書類を善通寺市農林水道部土地改良課において平成23年7月25日から同年8月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月22日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫